

もっと住みよい新潟市にする 事業の提案を募集します！

新潟市まちづくりパートナーシップ事業
応募の手引き

【令和6年度事業開始分】

受付期間

令和6年1月12日（金）～3月1日（金）



新潟市中央区役所
地域課

目次

1	制度の概要 ～さまざまな行政課題に対し、自ら実施し解決する事業提案を募集します～	1
2	提案を募集する事業 ～自由な発想で地域課題の解決を～	2
	(1) 事業提案を募集する課題（テーマ）	
	(2) 事業提案	
3	応募について	3
	(1) 応募資格	
4	補助金および補助対象経費	4
	(1) 補助金、補助率	
	(2) 補助対象経費	
5	事業のスケジュール	6
	(1) 事業の流れ	
	(2) 提案後の審査および補助金交付の流れ	
6	応募方法、提出先	7
	(1) 質問書提出	
	(2) 参加表明書等提出	
	(3) 提案書等提出（(2) 参加表明書の事前提出が必須）	
7	審査（プレゼンテーション・ヒアリング）	8
	(1) プレゼンテーション・ヒアリングの構成	
	(2) 実施日	
	(3) プレゼンテーションの留意事項	
8	事業の選定と審査基準	9
	(1) 審査	
	(2) 審査基準	
9	情報公開、個人情報の取扱い等、成果の報告、評価	10
	(1) 提案事業内容等の公開	
	(2) 個人情報の取扱い、事業費の支出	
	(3) 成果の報告	
	(4) 評価	

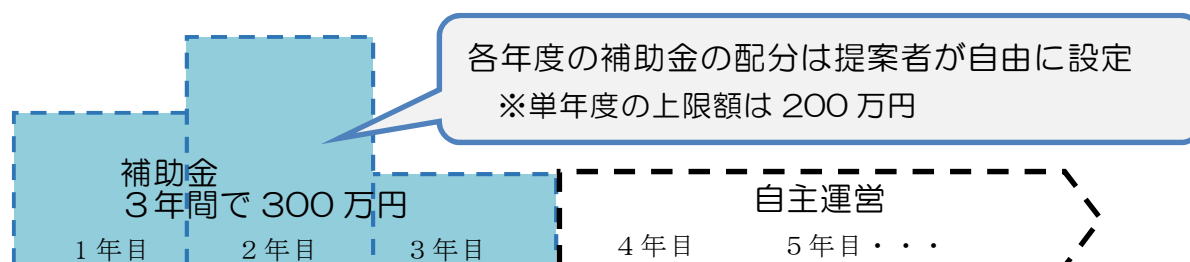
1 制度の概要 ～さまざまな行政課題に対し、自ら実施し解決する事業提案を募集します～

- 社会状況の変化に伴い、地域課題や市民ニーズは多様化、複雑化しています。こうした社会的課題に、行政だけで的確に対応・解決していくことが困難になってきています。
- この制度は、民間企業やNPO法人、地域団体など様々な団体の皆さんの新しい発想や専門性などを十分に活かし、地域と連携するなどしながら、きめ細かいサービスの提供や、より効果的・効率的に社会的課題を解決する事業提案を募集するものです。
- 応募された提案の中から、優れた事業を選定し、その提案者の事業実施にかかる経費を補助します。

制度のポイント！

- ◆ 課題解決に向け柔軟な発想により各団体自ら実施する事業提案を募集します。
 - ◆ 応募された提案の中から、優れた事業を選定し、その提案者の事業実施にかかる経費の一部を補助します。
 - 補助期間は、連続する3年度以内
 - 補助上限額は、3年度で合計300万円
 - 各年度の配分は、提案者が自由に設定可能
ただし、単年度の補助上限額は200万円
 - 補助率は10/10
- ※補助金の採択は年度ごとに行いますので、複数年度にまたがる事業提案の初年度の事業が採択されたとしても、2年度目以降の採択、補助金の交付を保証するものではありません。また、補助金は、予算の範囲内で交付するため、各年度の事業費が上限額以下であっても、必ずしも補助金の交付を保証するものではありません。
- ◆ 補助期間の終了後も、自主運営・自主財源で引き続き事業を実施する

【本制度の事業実施および補助金のイメージ】



2 提案を募集する事業 ～自由な発想で地域課題の解決を～

(1) 事業提案を募集する課題（テーマ）

子どもの権利保障の取組推進及び取組を通じた地域貢献ができる人材の育成

【課題（テーマ）の趣旨】

子どもの権利を明らかにし、おとなはこれを守る責務があることを明確にした「新潟市子ども条例」を推進し、すべての子どもが豊かな子ども期を過ごせるまちを目指すとともに、子どもの権利保障の取組を進める過程で社会に参加する意識を育てることで、人口減少・少子高齢化により生じる様々な地域活動の分野における担い手不足の解消など、地域活動の持続可能性の向上にもつなげていきたいと考えています。

【現状・背景】

新潟市では「新潟市子ども条例」が令和4年4月から施行し、様々な場面における子どもの権利の保障に向けた取組やそれにかかる周知・啓発を行い、子どもの権利を尊重する社会を作っていくことなどが求められています。一方で、子どもの権利に関する認知度は十分とは言えず、児童虐待の増加や子どもの貧困問題など子どもの権利が十分守られているとは言えない状況があるほか、少子高齢化の進展により、子どもの人口比率が低下することで、子どもの意見や要望が考慮されにくくなることも考えられ、「社会に参加する権利」などの保障が難しくなる恐れもあります。

また、人口減少・少子高齢化の進展により、様々な分野で担い手不足が生じていますが、地域活動においても例外ではなく、担い手の高齢化や加入者の減少などによる、地域活動の持続可能性の低下が指摘されています。

【提案事項（期待・希望すること）】

本事業においては、新潟市子ども条例に規定する子どもの権利のうち「社会に参加する権利」を中心に子どもの権利の保障に向けた取組の推進につながる提案を求めます。

提案にあたっては、子どもの頃から社会に参加する意識を養い、自分たちの暮らすまちに誇りと愛着を持って将来にわたって地域貢献できる人材を育成することで、地域活動の担い手不足の解消など、地域活動の持続可能性の向上につなげることも想定した取組となることを希望します。中央区の特徴を踏まえた内容とするなど、地域特性を活かした提案を心掛けてください。また、提案のうち主要な取組は中央区内で行ってください。

(2) 事業提案

課題（テーマ）に対して、事業開始の初期段階における事業費を補助することにより、その後、解決するまで自主運営・自主財源で継続的に事業を実施し続けることができる事業を、自由な発想で提案してください。

なお、事業内容によっては、短期間で課題解決し、事業そのものが終了する場合も考えられますので、事業を継続し続けることが絶対条件ということではありません。

3 応募について

(1) 応募資格

個人以外であれば、どなたでも応募できますが、次の事項すべてに該当する必要があります。

- ① 事業の実施から実績報告まで遅滞なく履行できること
- ② 提案した事業を実施するにあたり、社会通念上、問題なく実施できる範囲内に団体の活動拠点が存在していること
- ③ 新潟市に納付すべき市税が賦課されている団体は、それら全ての市税を完納していること
- ④ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体でないこと
- ⑤ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体でないこと
- ⑥ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体でないこと
- ⑦ 公序良俗に反する行為又は関係法令に違反していないと市長が認める者
- ⑧ 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと
- ⑨ 暴力団員（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと
- ⑩ 役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有するものをいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有するものをいう。）が暴力団員でないこと
- ⑪ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと
- ⑫ 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していないこと
- ⑬ 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していないこと

- ⑭ その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと

※応募する団体の現事業の営利性・非営利性などは問いません。

※団体の現所在地についても新潟市内に限定しませんが、事業実施に支障がないことが前提となります。

※学生などの複数人で構成されるサークルなどとしての応募も可能です。

(2) 提案数

1つの課題（テーマ）に対して、1団体あたり1提案のみとします。

なお、同様の課題（テーマ）であっても、他の区役所や市役所本庁各部の異なる部署が提示（募集）するものは、別の課題（テーマ）として扱いますので、それぞれ1提案まで応募できます。

4 補助金および補助対象経費

(1) 補助金、補助率

連続した3年度以内で、合計300万円を上限に補助します。

各年度内での補助金の配分は、提案者が自由に設定できます。

ただし、単年度の補助金は200万円が上限額になります。

補助率は、10/10です。

なお、補助金は、予算の範囲内でしか交付できませんので、各年度の事業費が上限額以下であっても、必ずしも補助金の交付を保証するものではありません。

提案事業の1年度目、2年度目において予算が不足した場合は、その次年度以降の年度に振り分けるよう事業計画の見直しをお願いすることがあります。

※補助金の採択は年度ごとに行いますので、初年度に補助事業として採択された事業であっても、2年度目以降の補助金の交付を保証するものではありません。

(2) 補助対象経費

補助金の対象となる経費は、原則として次の表のとおりです。

提案する事業が、国、県、新潟市、又は他の地方公共団体から交付される他の制度の補助金の交付も受ける場合、それらと補助対象経費が明確に異なる経費についてのみ本制度による補助金の対象となり、類似する経費は補助対象外となります。

(例) 空き家のリフォームに係る工事費を他の補助金を受け実施した場合であっても、提案が、リフォーム後の空き家を利用して活動する事業の場合、活動にかかる費用（人件費、備品購入費、消耗品費など）については、本制度の補助対象になります。

【補助対象／対象外の概ねの判断基準】

<p>補助対象経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 人件費（事業実施に直接必要な人件費） • 報償費 • 委託料（※1） • 旅費 • 備品購入費、消耗品費 • 印刷製本費 • 郵便料等 • 保険料 • 使用料、賃借料 • 工事請負費 • その他市長が必要と認める経費
<p>補助対象外経費 または 補助対象経費から 控除される経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 事業の実施を伴わない、会議体だけの運営費 • 直接的に事業と関係しない、団体の運営に関する経費（※2） • 建物の賃貸借における敷金及び礼金 • 建築工事等の手続き等に要する費用 • 新潟市が団体に賦課する税金 • 国、県、新潟市、又は他の地方公共団体から交付される他の制度の補助金が充当される経費と同種の経費 • その他市長が補助対象として不適当と認める経費

※1：委託料が事業全体にかかる経費の50%を超える内容の場合、提案事業は採択されません。

ただし、複数の団体で構成される提案者の場合、各団体の事業費の負担割合は問いません。

※2：提案事業とは関係なく団体にかかる人件費、事務所費、光熱水費などの経費が、本事業にかかる経費と明確に区分できない場合は、それらの経費全額が補助対象外となります。

5 事業のスケジュール

(1) 事業の流れ

令和6年度事業の実施期間は令和6年4月1日から令和7年3月末までです。令和7年度事業の実施スケジュールは別途お知らせします。

(2) 提案後の審査および補助金交付の流れ

提案された事業は、審査を行い、補助金交付対象事業決定します。決定後、補助金交付申請に基づき、採択された提案事業に対して予算の範囲内で補助金を交付します。

また、採択され補助金が交付された事業について、2年度目以降の補助金は、前年度の中間報告による継続適正の審査（中間ヒアリング）を経て、改めて採択もしくは不採択の結果を通知します。

その通知を受け、補助金の交付申請後、予算の範囲内で補助金を交付します。

【令和6年度事業実施分のスケジュール概要】

内容	実施時期	実施者	備考
課題（テーマ）の公表・募集開始	令和6年 1月12日	市	
質問書提出期限	2月2日正午まで	提案者	
質問への回答	2月9日まで	市	
参加表明書等提出期限	2月16日 午後5時まで	提案者	
提案書等提出期限	3月1日午後5時まで	提案者	
審査（プレゼンテーション・ヒアリング）	3月18日～27日の いずれか1日を予定（土 日祝日を除く）	市	参加表明者に 個別通知
審査結果通知	審査後3営業日以内に 発送予定	市	※1
補助金交付申請	4月1日	提案者	
中間ヒアリング（次年度 継続の審査）	12月頃（予定）	提案者	書面のみとする 場合あり
実績報告	令和7年3月末まで	提案者	
補助金交付	5月末まで	市	
事業評価・公表	5月末まで	市	

※1 令和6年度予算の議会議決後に正式決定とします。

6 応募方法、提出先

いずれも次ページに記載の書類提出先にメールまたは直接持参にて提出してください。

メールで提出する場合は、PDF形式、Microsoft-Word形式またはMicrosoft-Excel形式で提出してください。

提出書類を紙で提出する場合は、提出部数の指定があるものを除き各1部とします。

応募に関して必要となる費用は、応募する団体等の負担とします。

(1) 質問書提出

ア. 提出期限

令和6年2月2日（金）正午まで（必着）

イ. 提出書類

質問書

ウ. 質問への回答

令和6年2月9日（金）までに随時メールにて回答します。質問への回答はホームページにも掲載します。

(2) 参加表明書等提出

ア. 提出期限

令和6年2月16日（金）午後5時まで（必着）

イ. 提出書類

①参加表明書

②応募に関する誓約書（様式第2号）

③納税証明書（新潟市制度用）（※1）

(3) 提案書等提出（(2) 参加表明書等の事前提出が必須）

ア. 提出期限

令和6年3月1日（金）午後5時まで（必着）

イ. 提出書類

①事業提案書（様式第1号）

②団体の概要に関する調書（任意書式）

③団体の定款、規則、会則等（任意書式）

④事業計画書（任意書式）（※2）

⑤収支予算書（任意書式）（※3）

⑥前年度の活動報告書及び収支計算書（任意書式）（※4）

⑦プレゼンテーション時に使用する資料（任意書式）（※5）

⑧その他事業に関する資料（任意書式）

- ※1：新潟市に納付すべき市税が賦課されている団体のみ提出してください。
- ※2：課題解決に向け、提案事業が補助金申請の最終年度以降も引き続き自主運営・自主財源で継続実施される場合、引き続き自主運営等で実施する少なくとも2年度分の事業計画書を提出してください。
5年以内に課題解決する見込みの事業の場合は、解決する見込みの年度までの全ての事業計画書を提出してください。
- ※3：上記事業計画書と同年度分を提出してください。
- ※4：前年度に存在していない新規団体は、提出不要です。
- ※5：「プレゼンテーション時に使用する資料」のみ、メールで提出する場合であっても、紙で8部用意し提出してください。
作成にあたっては、公平性担保のため、資料中に提案者を特定できるような内容（団体名や社章等）は記載しないでください。なお、提出する8部のうち1部のみ表紙に団体名を記載して提出してください。

◆書類提出先

新潟市 中央区役所 地域課 地域振興グループ

〒951-8553

新潟市中央区西堀通6番町866番地 NEXT21 5階

電話番号：025-223-7023

メールアドレス：chiiki.c@city.niigata.lg.jp

7 審査（プレゼンテーション・ヒアリング）

（1）プレゼンテーション・ヒアリングの構成

提案内容プレゼンテーション 10分以内

審査委員ヒアリング 10分以内

※応募者多数の場合は、それぞれの時間を短縮する場合があります。

（2）実施日

令和6年3月18日（月）～27日（水）の間で中央区役所地域課が指定する日（参加表明書を提出した方に通知します。）

（3）プレゼンテーションの留意事項

ア. 提案者が1者の場合であってもプレゼンテーションは実施します。

イ. プレゼンテーションは、7ページの「6 応募方法、提出先」の「（3）提案書等提出」イ. 提出書類⑦プレゼンテーション時に使用する資料（任意書式）」として提出した資料を用いて実施してください。当日の資料追加は認めません。

ウ. 「プレゼンテーション時に使用する資料」は、A4判で表紙をつけ、ページ番号を付して作成してください。

- エ. 「プレゼンテーション時に使用する資料」は、次ページの「8 事業の選定と審査基準」の「(2) 審査基準の審査項目の名称」の見出し(1. 課題の把握、2. 企画力…)の名称とその記載順序をそのまま用いて作成してください。
- オ. プレゼンテーション時は、団体名や、団体名を容易に類推させるような表現を行わないでください。

8 事業の選定と審査基準

(1) 審査

事業の選定は、提案者からのプレゼンテーションを受け、地域住民の代表者や識者などのほか、課題(テーマ)を提示した課(関係する課を含む)の職員で構成される審査委員会で行います。

なお、審査の状況により、2次審査を実施する場合がありますが、原則1次審査のみで事業の選定を行う予定です。

(2) 審査基準

審査項目	主な評価の視点
1. 課題の把握	提示された課題や現状の内容を理解し、課題に即した公益性のある課題解決の取組提案となっているか。
2. 企画力	事業目的や事業計画が妥当であり、課題解決に資する内容となっているか。 また、事業に先駆性や新規性があるか。
3. 実施能力	提案内容等から事業の実施にあたっての知識は十分か。 また、経験等から事業遂行能力および継続性は十分か。
4. 事業効果	事業計画を実行することで、課題解決に向けて具体的な効果や市民満足度の向上が期待できるか。 また、予算の見積もりが適正で、費用対効果が高い事業計画となっているか。
5. 継続性・発展性	事業の継続性や発展性があると判断できるか。

※最高点数を獲得した提案者を第1位として採択します。

9 情報公開、個人情報の取扱い等、成果の報告、評価

(1) 提案事業内容等の公開

- 提案のあった全ての事業について、事業名・事業概要・団体名を公表します。提出された書類等は、原則として情報公開の対象となります。
- 審査結果は公表します。
- 事業実施後の事業成果や評価は公表します。

(2) 個人情報の取扱い、事業費の支出

- 事業の実施における個人情報の取扱いや事業費の出納については適正を期してください。

(3) 成果の報告

- 提案者は、補助金の交付を受けた年度の事業終了後、当該年度の事業の実績を報告していただきます。
- 提案事業の内容により、事業開始後に事業の進捗状況などの中間報告をしていただき、中間ヒアリングを行うことがあります。

(4) 評価

- 実績報告の内容をもとに、提案事業について事後評価を行います。

【事業提案に関するお問い合わせなど】

新潟市 中央区役所 地域課 地域振興グループ

〒951-8553

新潟市中央区西堀通 6 番町 866 番地 NEXT21 5 階

電話 番号：025-223-7023

メールアドレス：chiiki.c@city.niigata.lg.jp

Web サイト：

https://www.city.niigata.lg.jp/chuo/torikumi/seisaku/partnership_c.html